

子どもの安全を まもるために

～通学路・公園編～

地域の力で犯罪から子どもをまもりましょう！



三重県・三重県警察・三重県教育委員会



はじめに

三重県内において近年発生している刑法犯の発生状況は、「車上ねらい」や「自販機ねらい」等、屋外や街頭で発生している犯罪が、刑法犯全体の約7割を占めている状況であり、刑法犯全体の認知件数は、10年前と比べて2倍に近い状況です。

また、全国的に見ると、子どもが巻き込まれる凶悪で痛ましい事件が発生し、小学校や幼稚園、保育所等の施設や通学路、さらには地域社会における安全確保のあり方が改めて問われています。

このような状況の中で、三重県では、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」（平成16年3月23日公布）を制定し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。その1つとして、2か年にわたり「公共空間における安全度チェック調査」を実施しました。

この調査は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」及び同条例に基づく指針の内容を踏まえ、「領域性の強化」「抵抗性の強化」「ハード対策とソフト対策」等防犯の専門的な視点から、犯罪が行われにくい環境をつくり出すためにはどうすればよいのかという点を重視して通学路や公園等の施設における防犯上の課題と改善方を示すことで防犯性の向上につなげることを目的として実施しました。

この2年間の調査結果によって把握された通学路・公園における具体的な防犯上の課題とその対応策を整理し、地域や家庭で取り組まれる防犯対策の参考としていただくことを目的としてこの冊子を作成いたしました。

この冊子が活用され皆様のまちがさらに安全で安心となり、子どもたちが犯罪被害にあわないで暮らすことができるようになれば幸いです。

もくじ

第1章 通学路

1 通学路の安全対策	1
2 注意が必要な場所を知りましょう	2～5
3 地域で防犯活動に取り組みましょう	6～9
4 子どもに防犯意識等を身につけさせましょう	10～13

第2章 公園

1 公園の安全対策	14
2 注意が必要な場所を知りましょう	14・15
3 地域で防犯活動に取り組みましょう	16
4 保護者が心がけましょう	17

【参考】 5つの約束	18
犯行をあきらめる理由	19

第1章 通学路

1. 通学路の安全対策

(1) 子どもの安全確保のために

近年の社会環境の大きな変化の中で、通学路において子どもが凶悪な事件の被害者になるケースが全国的に多発しています。

近年、通学路において発生し、全国的に報道された痛ましい事件として次のようなものがあります。

- ◇ 奈良市女子児童殺害事件（H16.11）
- ◇ 広島市女子児童殺害事件（H17.11）
- ◇ 栃木県今市市女子児童殺害事件（H17.12）

上記の事件は、いずれも小学校1年生の女子児童が、下校途中に連れ去られ殺害されました。三重県内においても子どもの連れ去り事件は発生しています。

また、県内で連れ去り事件にはいたらないものの、小学生以下の子どもに対する「声かけ事案」は、警察が把握しているだけで平成17年中196件発生しており、「通学路の安全」がおびやかされている状況にあるといえます。

そこで、登下校時の通学路における子どもたちを犯罪被害からまもるための対策を示したものがこの冊子です。

(2) 地域全体で取り組みましょう

防犯面から見た通学路の大きな特徴としては次のようなものがあります。

【通学路の環境は千差万別】

人通り等が多く、通行人や住民の視線の注がれやすい場所にある通学路や逆に人通り等が少なく通行人や住民の視線の注がれにくい場所にある通学路など環境は様々です。

また、道路沿いに不審者等（注）が潜むことができる場所など、危険と思われる箇所を含む通学路も数多くあります。

【子どもの数だけ通学路がある】

学校にはたくさんの通学路があります。しかも集団登下校の場所から自宅までは子どもの数だけ通学路があり、学校から自宅までの間にはひとりになる区間ができることがあります。

また、数キロの長い道のりを通学している子どももいます。

各地で、子どもの安全をまもるためにつぎのような数多くの取り組みが行われています。

- ◇ 自主防犯活動団体等によるパトロール
- ◇ P T Aによる通学路要点での監視や登下校時の付き添い
- ◇ 住民・保護者等による学校等への防犯に関する情報提供など

これらの取組は、子どもに対する直接的な犯罪防止につながるのみでなく、この地域は防犯について関心を持っている人々が多く生活しているということを外部にアピールすることにもなり、他の犯罪の防止にも効果があります。

(注)この冊子における不審者等とは、「犯罪を企てている者」等防犯上注意を要する者の総称です。

2. 注意が必要な場所を知りましょう

通学路における防犯上の注意が必要な場所はどこかを知ることは大切なことです。

注意が必要な場所を判断するポイントの1つは、周囲から「見えにくい場所」かどうかです。つまり、不審者等が潜んでいてもわからないとか、誰かが連れ込まれてもわからない場所のことをいいます。

もう1つのポイントは「入りやすい場所」かどうかです。このような場所は、不審者等が容易に入ることができたり近づくことができる場所です。また、犯罪を犯した際に逃げやすい場所でもあるのです。まずは、このように注意しなければいけない場所が通学路のどこにあるのかを知ることが重要です。

(1) 「見えにくい場所」を知りましょう

逮捕された空き巣ねらいの被疑者に対して「犯行をあきらめる一番強い理由」を調査したところ、その半数近くが「近所の人に声を掛けられたり、ジロジロ見られた」というものでした。(19頁：犯行をあきらめる理由参照)

このように犯罪を犯そうと考えている者の多くは住民から見られるということを嫌うので「見えにくい場所」を好みます。このことは、みなさんが、これらの場所に注意の目を向けることで、不審者等を近づきにくくすることができるということです。

地域の方が、通学路に立ったりパトロールする活動や日常生活を通じて自然な視線を通学路に注ぐことは重要なことです。

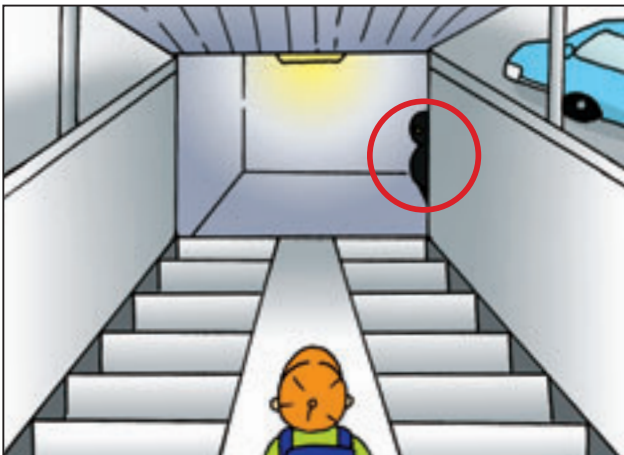
これらの活動をより効果があるものにするため、「見えにくい場所」とはどういった場所があるのかを、まず知りましょう。

地下道・高架下のトンネル等

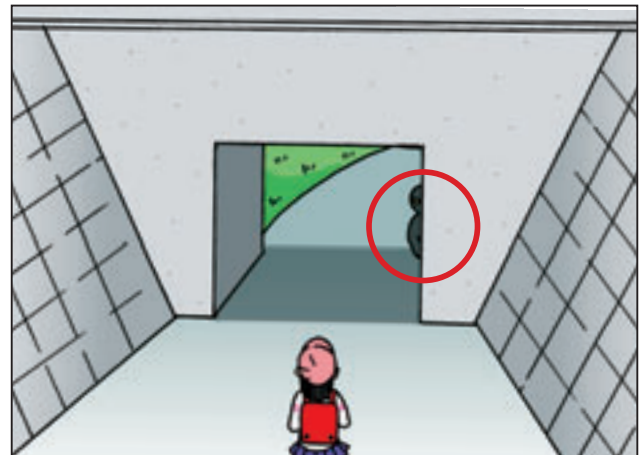
地下道や高架下などのトンネル状の部分は周囲から見えにくいだけでなく、誰でも入りやすい場所として特に注意が必要となります。

これらの中は、外部から中の様子を確認しにくいいため潜んでいる不審者等を発見することが難しい場所といえます。

また、通行人等が少ない場合や付近に人家等がないと、より危険性が高いといえます。



【地下道】



【高架下】

沿道に高い塀やうっそうとした樹木がある道路

高い塀やうっそうとした樹木が沿道にある場合は、周囲からの住民の目があまり届きません。

道路沿いの住人が、日常生活で自然に道路に目を向けることが難しくなります。

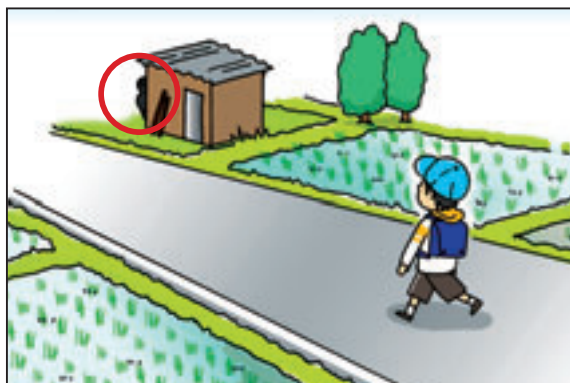


沿道に人家・店舗等が少なく、人通り・交通量も少ない道路

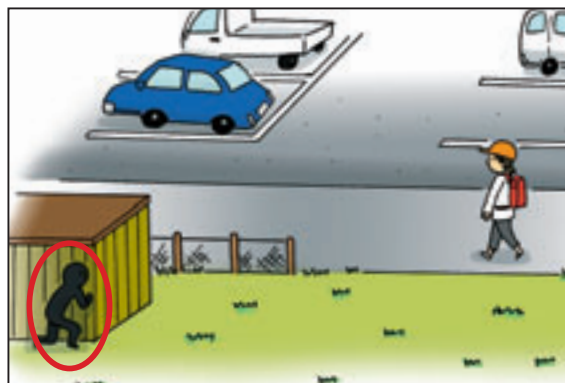
「見えにくい場所」とは、周囲から見通せない場所だけでなく、見通しはよくても周囲の人の目が届きにくい場所も含まれます。

周囲に人家・店舗等が少ない場所や、人通り・交通量も少ない道路は、通行人や住民の視線が注がれにくくなります。

このような場所では、周囲から気づかれにくいだけでなく、周囲に知らせることも難しくなります。



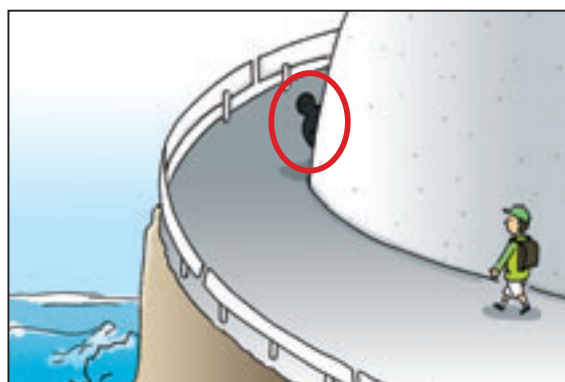
【周囲が田畑となっている道路】



【沿道が空地や駐車場となっている道路】



【林の中のS字カーブ・クランク状の道路】



【沿道が崖地や海岸となっている道路】

(2) 「不審者等が、入りやすく潜みやすい場所」を知りましょう

不審者等が好んで潜む場所は、容易に入ることができ身を隠すスペースがあり、周囲から隠れている姿がわかりにくい「見えにくい場所」です。

こういった場所では、不審者等は子どもからは気づかれずに隠れた場所から子どもの行動や周囲の状況を確認して犯行を犯すチャンスを窺うことができます。

また、車両等を隠すスペースがある場所も注意が必要です。

うっそうとした林の中の通学路

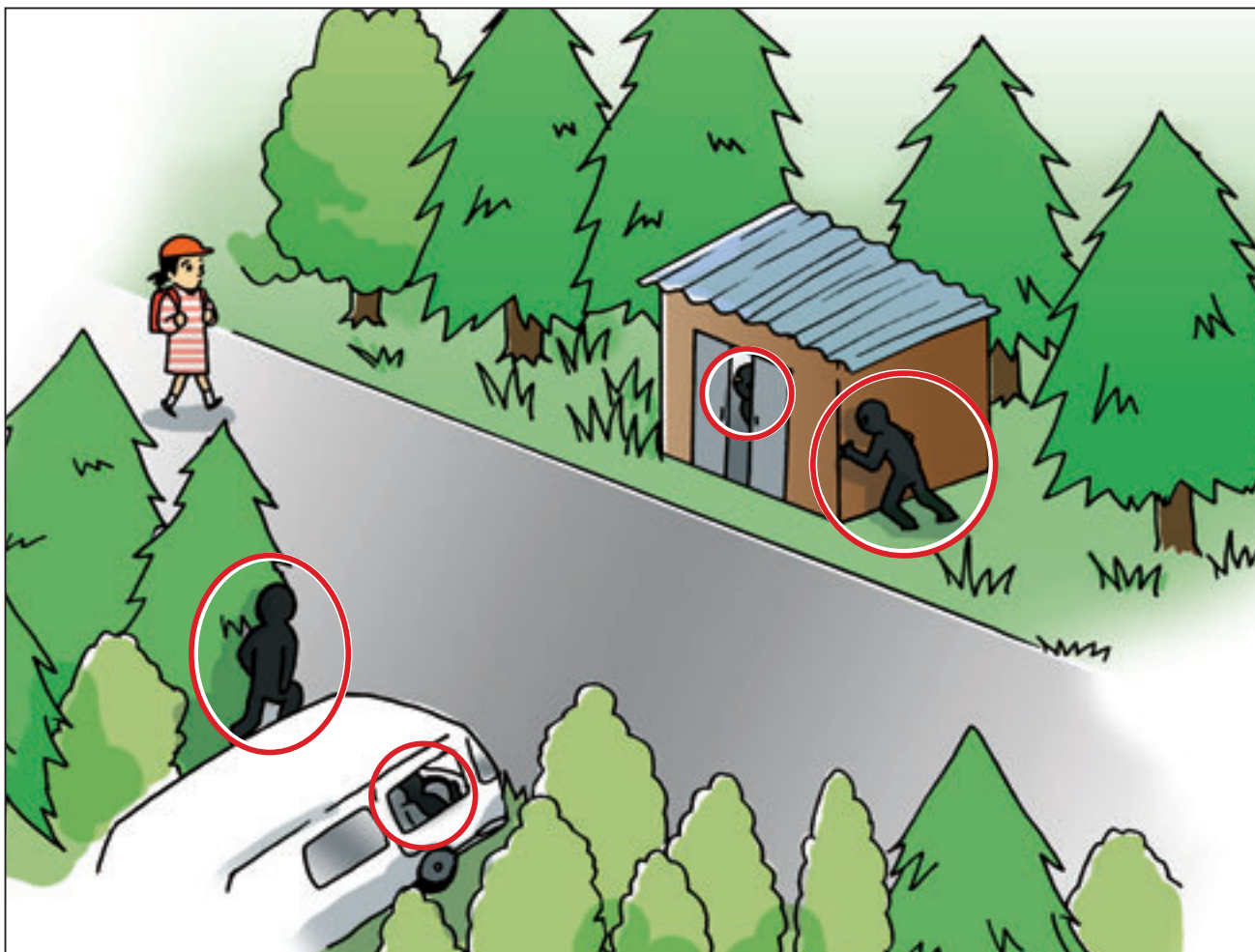
林の中は、周囲から見えにくいばかりか、不審者等や車両が入りやすく潜みやすい場所が多くあります。

このような場所を通る子どもは、潜んでいる不審者等を発見することは難しく、逆に潜んでいる不審者等は子どもの様子を見ることは容易と考えられます。

不審者等が、目の前に突然現れた場合には、子どもたちが落ち着いて対応することは難しいと思われます。

また、林の中に連れ込まれたりした場合は、緊急事態を周囲に知らせることが難しくなります。

さらに、このような場所に管理されていない倉庫や廃屋等があれば、不審者等が身を潜ませることだけでなく連れ込む場所として利用される可能性も高くなります。



沿道にある管理されていない空地・空家（廃屋）等

フェンス・門扉等がなく、自由に入出入りができ、草木が生い茂るなど周囲から見えにくい空地は、不審者等が入りやすく潜みやすい場所といえます。

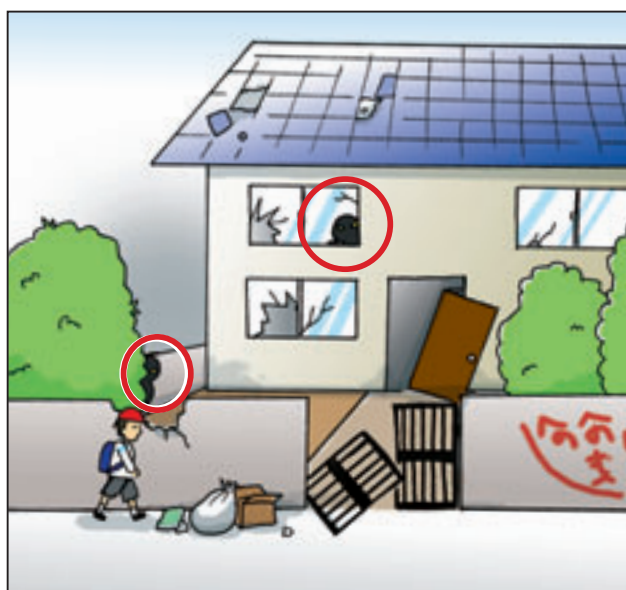
そして、連れ込まれた場合には、周囲から発見されにくい可能性があります。

また、潜ませてある車両等に連れ込まれた場合には、緊急事態を外部に知らせることが難しいだけでなく、遠方に連れて行かれる可能性もあります。

空家等についても、敷地の門扉やフェンスが破損している所から、敷地内に容易に侵入できます。建物が施錠されていなかったり、ドアや窓が破損していれば容易に建物内に侵入できます。こういった施設に連れ込まれた場合、密室性が高いため周囲から気づかれにくく、緊急事態を知らせることも難しくなります。



【沿道が空き地の通学路】



【沿道に空家等がある通学路】

空地又は空家を所有又は管理されている方へ

三重県では、犯罪を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定め、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちを実現することを目的として平成16年10月1日「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」を施行しました。

特に、第14条では、空地又は空家における犯罪防止をはかるための内容を記載しています。

空地又は空家の所有者又は管理者は、ぜひこの条文をご理解いただき犯罪の発生防止にご協力ください。

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」(抜粋)

第14条(空地又は空家における犯罪防止の措置)

空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくの設置、草刈り、出入口の施錠など犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3．地域で防犯活動に取り組みましょう

通学路の安全性を高めるための重要なポイントは、地域全体で連携して取り組むことです。無理をせず、できることから始めてみましょう。

取り組む活動には、次のようなものがあります。

自分の子どもを見守るように、自然に「子どもを見守る」活動

「きれいなまちづくり」活動

無関係に思える環境美化活動が子どもたちの安全や防犯に密接に関係しています。

(1) 子どもを見守りましょう

地域のみなさんが子どもたちに関心を持つことは、子どもを見守るための前提となる重要なことです。

関心がないと、子どもを注意して見なくなります。そうすると、不審者等から声をかけられている子どもや、事件に巻き込まれている子どもを見逃してしまうかもしれません。地域の子どもたちに対しても自分の子どものように見守りましょう。

登下校時の付き添いと見守り

自主防犯活動団体やPTA等が、通学路を守る活動に取り組むことは防犯上非常に大切です。

特に集団登下校の付き添いは、継続して子どもを見守ることができることから効果があるといえます。

大人が子どもの集団に付き添ったり、注意が必要なポイントに立って見守ったりすることで、住民の目が行届き安全性は高められます。



パトロール活動による見守り

特に「2．注意が必要な場所を知りましょう」に記載した場所を見守るには、できるだけ多くの方がパトロール等の活動を通じて、見回ることが重要です。

防犯用ジャンパー等を着た人や、ステッカーを貼った車・自転車等がパトロールをすることは、子どもや住民に安心感を与えます。

また、こういった活動をする人が多いと、地域が防犯に関心の高い地域であることを印象づけることができます。



散歩や買物を活用した見守り

防犯団体に入っていないなくても、子どもを見守る活動ができます。

子どもの登下校の時間やルートに合わせて、買物や散歩をすることです。

通学路に住民の目を注ぎ、見守りの効果があります。

この時、自転車に防犯ステッカー等が貼ってあるとパトロールをしていることがわかり、子どもに安心感をあたえます。

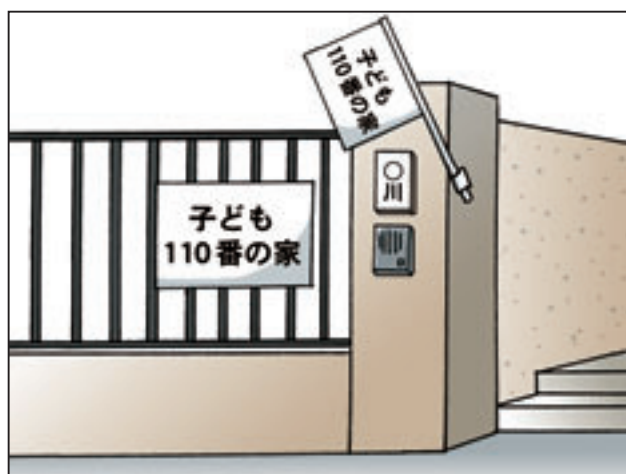
また、防犯に関心の高い地域である印象をあたえ、犯罪予防に効果があります。



「子ども110番の家」等(注)への協力

いざというときかけ込める「子ども110番の家」等が通学路沿いにあると、登下校の子どもたちには心強く、見守られているんだという安心感を与えます。

特に、通学路の注意が必要な場所の近辺にあると、より効果的です。学校等から指定について協力依頼があった場合は、ぜひ協力して下さい。



子どもと大人との交流

子どもと大人と、「お互い顔を知っている」、「あいさつや声をかけ合える」ということは、非常に大切なことです。

そのことで、「子ども110番の家」等に子どもたちがためらうことなくかけ込める効果も期待できます。

子どもと大人が交流を深めるためにも「子ども110番の家」「自主防犯活動団体」等の方と子どもたちが顔見知りになれるような行事に取り組みましょう。



(注) この冊子では「子どもSOSの家」「子どもをまもる家」等緊急時に子どもがかけ込むことのできる家のことをいいます。

(2) きれいなまちにしましょう

「まちをきれいにする環境美化活動で、犯罪が防げるのだろうか？」と疑問に思われる方は多いかもしれません。

犯罪を犯そうと考えている者は、まちをよく観察します。「落書きやゴミが放置されている」「物が壊れて放置されたままである」「路上駐車・駐輪の車両がある」等住民の関心がまちのさまざまな場所や環境に注がれているかどうかを確認するのです。

住民がこういった点に関心がないということは、悪いことを行っても「誰も見ないだろう」「誰も関心を示さないだろう」「犯行がばれないだろう」等と思われ、犯罪の行いやすいまちと判断されてしまうのです。

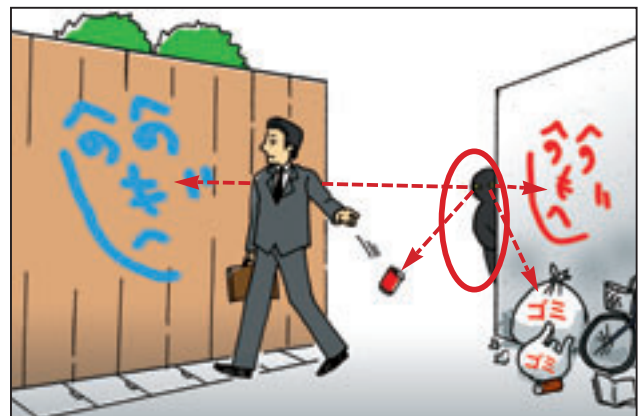
きれいなまちづくりは、犯罪のないまちづくりにつながります。

まちや道路をきれいにしましょう

まちや道路をきれいにすることは安全につながります。

これは、道路などにゴミや落書きが放置されていると「住民等がその地域に関心がない」「管理されていない場所」という印象を与えてしまうからです。

不審者等は、悪いことをしても住民が関心を示さない地域だと判断するのです。



こういった考え方の根本となっている理論は「割れ窓理論」です。30年以上前にアメリカで提唱されました。

【割れ窓理論】

建物の窓ガラスが割られたまま放置してあると、全ての窓ガラスが割られ、建物は廃墟となり地域全体が犯罪がおきやすくなるという理論です。

この理論は、ニューヨーク市が地下鉄の落書き消し等を行い犯罪が減ることを実証したことで有名になりました。

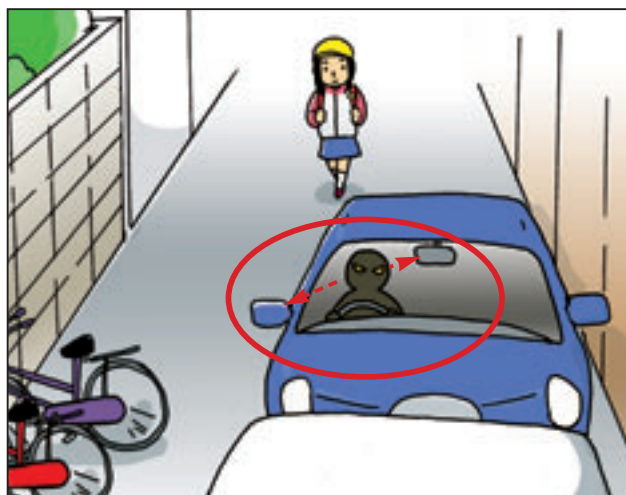
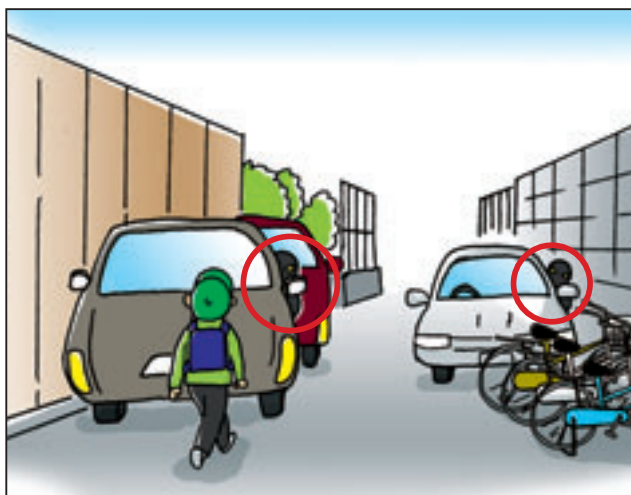
- ◇ ゴミは決められた時間に決められた場所に出すというルールを守りましょう。
- ◇ 落書きをしない、させない、許さない。そして落書きがあればすぐ消すようにしましょう。
- ◇ 子どもと大人の連帯感や意識の高揚を図るという意味で、子どもたちと住民がいっしょに落書き消しやゴミ拾い活動などを実施することも効果的です。

路上駐車・駐輪をやめましょう

路上駐車・駐輪は、交通安全の面だけでなく防犯の面にも悪い影響があります。周囲からの見通しをさえぎる場合や、車を利用した犯罪に利用される危険性があります。例えば

- ◇ 不審者等が、車の陰に潜みやすい
- ◇ 車の中に連れ込まれる危険性がある
- ◇ 不審な車両の発見が難しくなる
- ◇ 住民等が地域に無関心であるとの印象を与える

など、路上駐車は防犯上さまざまな悪影響があることを知しましょう。



- ◇ 地域全体で路上駐車・駐輪をしない環境づくりをしましょう。
- ◇ 子どもに、路上駐輪をしないように指導しましょう。

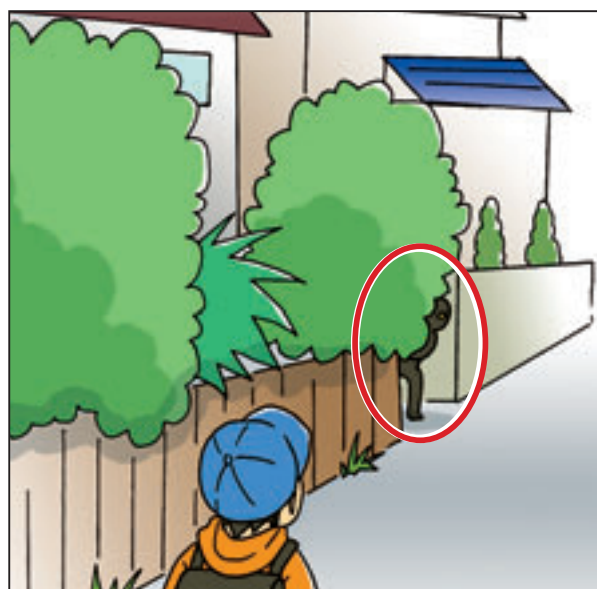
道路沿いの樹木等の管理をしましょう

道路沿いに植えられている樹木や花は、景観を良くし、通行する人にうるおいを与えてくれます。

また、庭に花等を植えることは、通行する人の視線を集めることから住宅の防犯性を向上させる効果があります。

しかし、枝葉の管理をしないと、視界をさえぎり、その樹木等に潜んだり隠れている不審者等や車両の状況を確認することが難しくなります。

- ◇ 景観を良くすることは、防犯にも効果があります。
樹木や花等を適切に管理しましょう。



4．子どもに防犯意識等を身につけさせましょう

地域で防犯のさまざまな活動に取り組むとともに、子どもたち自身が防犯に関する知識や能力等を身につけることは、犯罪被害にあわないための重要なポイントです。
子どもたちに身につけてもらいたいポイントは次のとおりです。

(1) 危険予測・回避能力を身につけさせましょう

子どもに、見た目で判断しづらい不審者等を見分けなさいということは難しい面があります。
また、不審者マップや犯罪発生マップのように不審な人が現れた場所や犯罪が起きた場所を覚えさせるだけでは、様々な場所の危険性を自分自身で判断する力を身につけさせるには十分ではありません。

子どもは一人で行動する場合も多く、常に見守ることは難しいといえます。

危険な場所はどういう場所か自分の力で判断し、その場所に近寄らないようにしたり、通る時には特に注意することができれば、危険から身を守ることに役立ちます。

このような判断能力や危険予測・回避能力を身につける方法の一つとして「地域安全マップづくり活動」があります。

【地域安全マップづくり活動】

子どもたちが自分たちの視線で、まちの中の危険な場所(「入りやすい場所」「見えにくい場所」)や安全な場所(「交番・駐在所」「子どもをまもるお店」「子ども110番の家」等)を探し出し、そこで発見したことをもとに地図づくりを行い、みんなの前で発表することで危険予測・回避能力を身につけさせようというものです。

参加した多くの子どもたちの感想として、次のようなものがありました。

フィールドワークをすることで、地域の新しい発見ができた
地域の方と話をしたりすることで顔見知りになることができた
他の班の発表を聞くことで地域の新しい発見ができた
楽しく参加できた

楽しみながら危険予測・回避能力を身につけることができる、「地域安全マップづくり活動」に参加しましょう。

地域安全マップづくり活動は、不審者マップや犯罪発生マップをつくることではありません。

◇ 地域に「地域安全マップづくり活動」を広めましょう

地域安全マップづくり活動に参加できなかった子どもたちだけでなく、地域の方を発表会に招待することで、地域安全マップづくり活動で学んだことを地域にも広めることができます。

大人が参加することで、子どもの視点から見た危険な場所を知ることができます。

その地図をもとに子どもと一緒に確認することで、より具体的に危険な場所等を知ることができます。

また、地域安全マップは、子どもの視点にたった防犯対策を講じるための貴重な資料にもなります。

◇ 大人も危険予測・回避能力を身につけましょう

地域安全マップづくり活動に参加すれば、大人も危険予測・回避能力を身につけることができ、危険から身を守ることに役立ちます。そして、大人が「入りやすい場所」「見えにくい場所」を意識することは、地域の安全につながります。

【地域安全マップづくり活動の流れ】

事前準備



班長 副班長 カメラ係 インタビュー係 地図係

班編成を行います。
フィールドワークやマップ作製に必要な物を準備します。

*用意する物(カメラ、腕章、画板、白い模造紙、色画用紙、新聞紙、黒鉛筆、色鉛筆、消しゴム、修正液、マジック、ハサミ、糊、両面テープ、付せん等)

フィールドワーク(まちな出よう)



危険な場所(「入りやすい場所」「見えにくい場所」等)や安全な場所(「交番・駐在所」「子どもをまもるお店」「子ども110番の家」等)を探します。

地域安全マップ作製



模造紙に書いた地図にフィールドワークで発見したことや感じたことを書いたり、写真を貼ったりします。

工夫して作製するとより楽しくできます。

発表会を開きましょう



完成した地域安全マップを貼って、各班別に地域安全マップづくり活動を通じて発見したことや、感じたことを発表します。代表者だけでなく全員が発表すると参加した子どもの記憶に残りやすくなります。

* 地域安全マップを作るための技術を身につけた方々の指導に基づいて、万全な準備を行い、事故等にあわないようにして地域安全マップづくり活動を行いましょう。

参考文献：小宮信夫著「地域安全マップ作製マニュアル」東京法令出版株式会社発行

(2) とっさの時に大声を出せるようにさせましょう

大きな声は、周囲に状況を知らせることができ、相手への威嚇にも効果があります。
しかし、子どもに大声を出しなさいと言うだけでは、とっさの時に大声が出るかどうかわかりません。

◇ いざという時に大声がだせるような練習をさせましょう。

(3) 防犯ブザーを携行させましょう

防犯ブザーは子どもの安全をまもるうえで非常に効果があります。
ひもを引いたりボタンを押す等簡単な操作で、大きな音で緊急事態を周囲に知らせたり、相手を威嚇することができます。
また、防犯ブザーを不審者等に分かるように持っていることも抑止効果につながります。
次のことを、心がけるように指導しましょう。

- ◇ 管理をしっかりしましょう
いざというときに使用できるように、定期的に点検しましょう。
- ◇ 練習をさせましょう
とっさの時にあわてないために使用方法を練習させましょう。
- ◇ 取り付ける位置にも配慮しましょう
手が届きやすく操作しやすい場所に付けましょう。
- ◇ 音色を知りましょう
大人もどんな音色かを知ることで、防犯ブザーが鳴っていても気が付かない、聞き逃してしまうといったことを防止することに役立ちます。

(4) 自分のまちの交番・駐在所等を教えましょう

交番・駐在所・「子ども110番の家」等、いざという時にかけ込める安全な場所がどこにあるのか教えることは大切なことです。
しかし、下記アンケート結果によれば、それらの場所を知らない子どもはたくさんいます。

県内6地域の小学校高学年の児童（約500人）を対象に行ったアンケート結果（H17三重県生活部調査）
自分の住んでいる地域の中にある交番・駐在所の場所を「知っている」と回答したのは全体の約72%でした。
自分の住んでいる地域の中にある、「子ども110番の家」等のマークと場所について両方を知っていると回答したのは全体の約61%でした。

- ◇ 子どもに交番・駐在所・「子ども110番の家」等助けを求められる場所や役割について教えましょう。
- ◇ 「子ども110番の家」等の名称やマーク・旗(右図参照)等は、県内で統一されていません。
自分の住んでいる地域の子どもをまもる家のマーク・旗等や名称を確認しましょう。
- ◇ 定期的に「子ども110番の家」等の場所を確認しましょう。



マーク・旗の例
【津市「子どもSOSの家」】

(5) 子どもをまもるお店について教えましょう

「子ども110番の家」等の他にも子どもが緊急にかけ込める場所はたくさんあります。例を3つ示します。

◇ 理容店（三重県理容生活衛生同業組合加盟店）

みんなをまもる店「チョコキちゃん」

犯罪を未然に防止するため、助けを求めてかけ込める店として、チョコキちゃんマークを目印にしています。

右のマークの店舗が目印です。

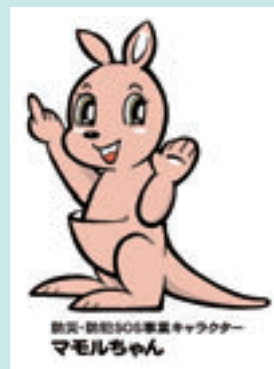


◇ ガソリンスタンド（三重県石油商業組合加盟店）

防犯ネットワークみえ子ども110番
「かけこみ110番」

子どもたちや女性、高齢者などが危険を感じた時
にかけこめる避難所活動とする事業です。

右のマークの店舗が目印です。



◇ コンビニエンスストア

（日本フランチャイズチェーン協会加盟チェーン店）

コンビニエンスストア・セーフティステーション活動

女性や子供がストーカー行為や誘拐・暴行など、
身の危険に遭遇し店にかけ込まれた際は、店内で保
護し、必要に応じて警察等に通報します。

右のマークの店舗が目印です。



通学路や地域のどの場所に上記指定されたマークのお店があるのか、子どもと一緒に確認することは大切です。

また、上記の他にも「子どもの安全をまもるお店」はたくさんあります。

自分の住んでいる地域にどんな子どもの安全をまもる場所があるのか、子どもと一緒に調べてみましょう。

1. 公園の安全対策

本来、公園は子どもが安心して自由に遊ぶための場所であり、子どもの安全をまもる必要性が高い場所だといえます。

しかし、公園は不特定多数が出入りし、自由に利用できることから、不審者等がこの特性を利用して、子どもに対していたずらを目的とした声かけをしたり、わいせつなことをするといった事件なども発生しています。これらは一つ間違えれば、重大な犯罪へ発展する可能性もあります。

そこで、安心して子どもたちが公園で遊ぶことができるようにするためにはどうすればよいのか、そのポイントを示しました。

2. 注意が必要な場所を知りましょう

公園は、小規模のものから、多目的な利用を目的とした大規模なものなど、目的や利用対象等によりさまざまな種類があり、規模や施設の内容も千差万別です。

しかし、公園での安全性を考えた場合に、注意する必要がある場所には共通点が多くあり、こういった場所が公園のどこにあるかを知ることが重要です。

樹木や建物等に囲まれ、密室状態になる場所

三方が樹木や建物等に囲まれているため周囲からの見通しが悪く、密室のような状態になってしまうような場所があります。

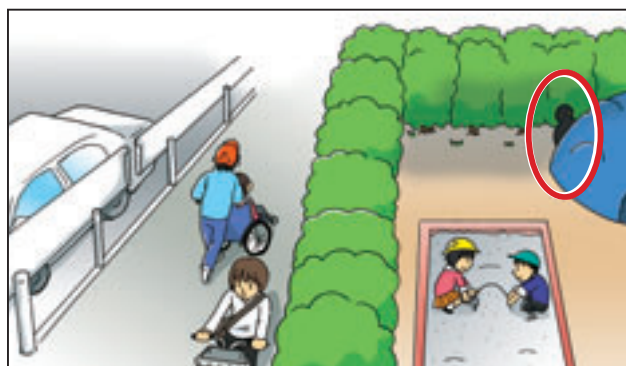
このような場所は周囲から見えないだけでなく、逃げ出すことも難しい場所といえます。



周囲から公園の中の様子が見えにくい場所

木々がうっそうと茂り、周囲から見通しの悪いところがあります。

このような場所は、通行人や周辺の居住者等、住民の目が届きにくいいため注意が必要な場所といえます。



外部から自由に入りができる場所

境界部分等に、フェンス等がなかったりフェンスが低い場合は、こういった場所から簡単に公園内に入れます。

このような場所では、思いもよらない所から不審者等が現れ、近づいてくる可能性があります。



トイレや倉庫等の施設

これらの施設は、連れ込まれると密室状態になります。

また不審者等が潜みやすい場所でもあります。

利用する場合は施設だけでなく周囲の状況等に細心の注意が必要です。

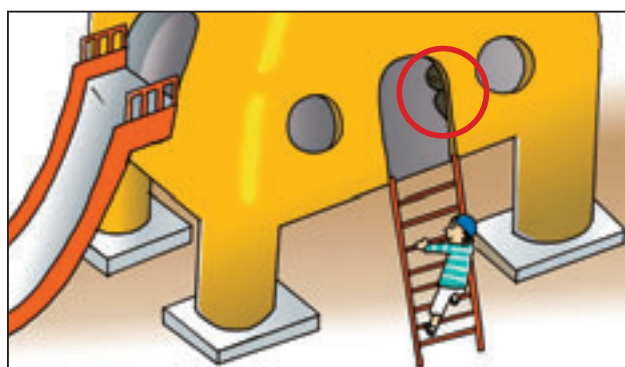
少しでも様子がおかしいと思ったら近づかないようにしなければなりません。



大型遊具やその周辺

外部から中の様子が確認できない大型遊具は、不審者等が潜むことができる場所として注意が必要です。

また、これらの大型遊具が周囲の見通しをさえぎる場合もあることから、周囲にも注意が必要です。



遊具等の近くに樹木等がある場所

子どもが遊ぶ遊具の近くにうっそうとした樹木等により不審者等が潜める場所がある場合は注意が必要です。

これらの場所では、遊具に近づいてくる子どもを待ち伏せしているかもしれません。



3．地域で防犯活動に取り組みましょう

公園の安全性を高めるには、通学路と同様地域全体で連携して取り組むことが重要です。公園内の状況に関心を持ち、公園内の子どもたちを注意して見ることが犯罪に巻き込まれることの防止につながります。

パトロールをしましょう

住民の目が注がれる場所を不審者等はいやがりません。

自主防犯活動団体が、公園をパトロールのルートにすることで、防犯効果があります。



日常生活でも公園に目を向けましょう

地域の方が、日常の散歩や買い物のルートにすることや、近隣の方が窓やベランダから見ることは、住民の目が注がれることで防犯効果があります。

また、公園の中で発生している事案や事件をいち早く通報できる可能性があります。



清掃などに協力しましょう

公園をきれいにすることにより防犯性が向上します。(割れ窓理論：8頁参照)

また、清掃活動に住民が参加することは、自分の地域にある公園への愛着心や地域の連帯意識を高めることにも役立ちます。

すでに、公園の清掃等の管理を住民に委託されている所もあります。



遊具等の破損等を発見したら管理者に通報しましょう

遊具等が破損していたり落書き等を放置していると、地域から関心がなく管理されていない公園と不審者等から判断されます。

気づいたら管理者等に通報し、修理等を早期に行うことが防犯性を高めます。



4 . 保護者が心がけましょう

子どもにとって公園は、遊びやスポーツをする場所であるだけに、事件だけでなく事故等に巻き込まれる可能性もあります。

この年令だから大丈夫だろうと思っても、緊急事態が発生した場合に適切な対応がとれないことも考えられます。

(1) 子どもを見守りましょう

◇ 保護者等が付き添いましょう

保護者等が付き添い、子どもが一人で遊ぶことのないようにしましょう。

◇ 子どもから目を離さないようにしましょう

付き添い者は、子どもから目を離さないように心がけましょう。

◇ 周囲にも目を配り注意しましょう

公園内だけでなく外周等にも注意することで、周囲の状況を知ることができ、いち早く不審者等の接近に気がつきます。

また、自分の子どもと同様に、周囲の子どもにも関心を持ちましょう。

◇ 見守る場所に配慮しましょう

子どもを見守る場合、その場所は重要です。

子どもの姿とともに出入口が見える場所や、公園内の状況をより広く見渡すことができる場所を選んで見守りましょう。

(2) 利用する公園の中にある「注意が必要な場所」を把握しましょう

「2 . 注意が必要な場所を知りましょう」のポイントをよく理解して、その場所を把握しましょう。

子どもと一緒に公園を散策し、注意が必要な場所を発見することは、その場で指導できる方法といえます。

他にも注意が必要と思われる場所はないか、親と子が話し合うことも大切です。

(3) 携帯電話・防犯ブザーを携行しましょう

緊急事態が発生した場合に、警察等に通報するために携帯電話を携行して活用しましょう。防犯ブザーを携行することで、緊急事態を周囲に知らせる効果があります。

5つの約束

平成18年3月、子どもの連れ去りやいたずらの被害に巻き込まれないためのポイントを「5つの約束」としてチラシを作成し、県内の全小学校に配布しました。

通学路・公園に限らず日常生活で子どもたちが、こういった犯罪等にあわないために有効なことです。

子どもたちが「5つの約束」を励行するように教えましょう。

じどうのみなさんへ

**連れ去りやいたずらにあわないために
5つの約束を守りましょう**

あそびに行くときは、
どこで、だれとあそぶか、
いつまでにかえるか、
いえのひとにいつまでにかえらなければならないか、
でかけます。

ひとりでは
あそびません。

知らないひとには
ついていきません。

**5つの
約束**

だれかにつれて
いかれそうになったら、
「たすけて」とおおこえて
たすけをよびます。

ともだちが、
知らないひとにつれて
いかれそうになったら、
おおこえてたすけを
よびます。

こわいおもいをしたら、おうちのひとやせんせいにかならずいってね!!

三重県・三重県警察・三重県教育委員会

犯行をあきらめる理由

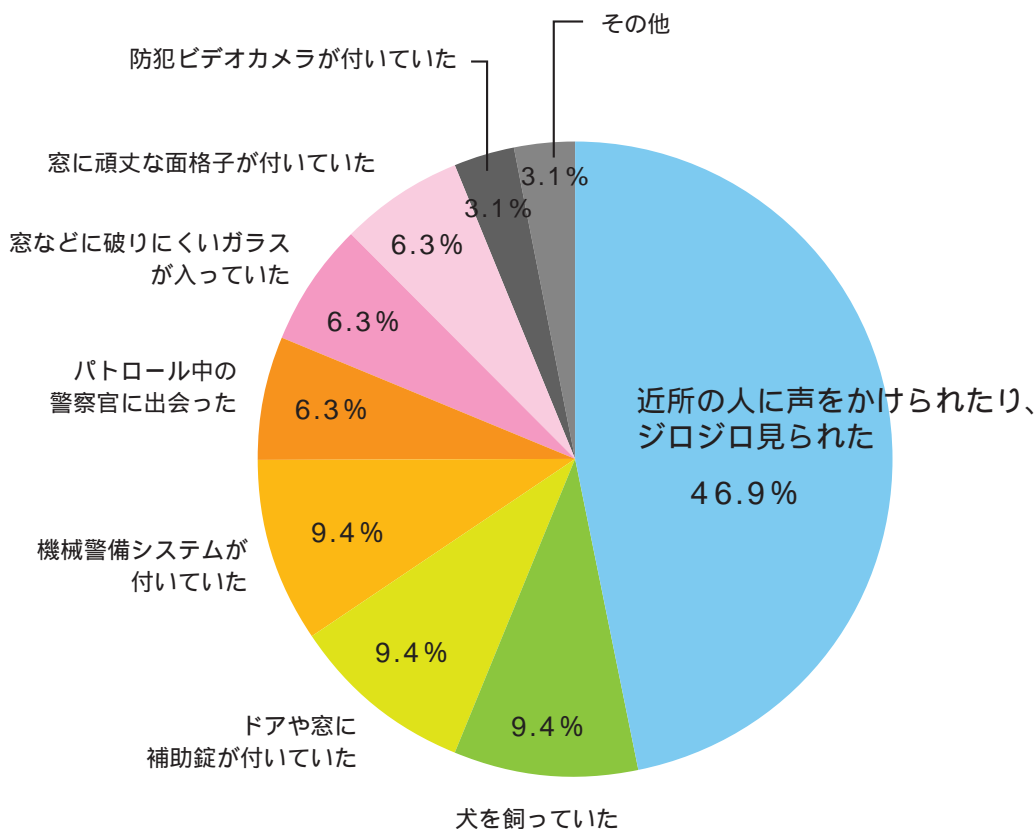
逮捕された空き巣ねらいの被疑者に対して実施したアンケートによれば、犯行をあきらめる一番強い理由の半数近くを占めているのが「近所の人に声を掛けられたり、ジロジロ見られた」という理由です。住民の目や、声かけが防犯の大きなポイントであると言えます。

【犯行をあきらめる一番強い理由】

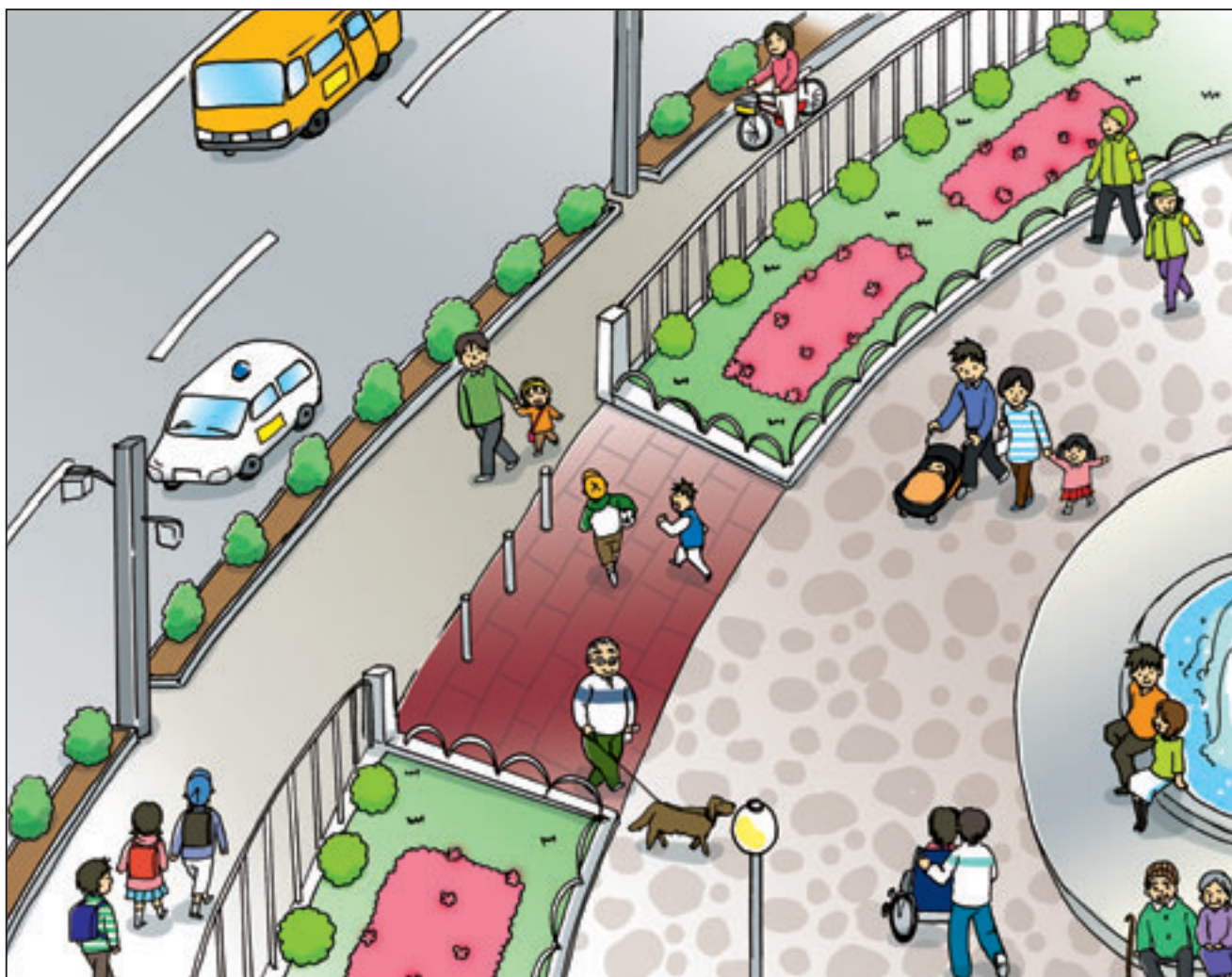
近所の人に声を掛けられたり、ジロジロ見られた	46.9%
犬を飼っていた	9.4%
ドアや窓に補助錠が付いていた	9.4%
機械警備システム（ホームセキュリティー）が付いていた	9.4%
パトロール中の警察官に出会った	6.3%
窓などに破りにくいガラス（合わせガラスなど）が入っていた	6.3%
窓に頑丈な面格子が付いていた	6.3%
防犯ビデオカメラが付いていた	3.1%
その他	3.1%

出典：財団法人 都市防犯研究センターJUSRIレポート No.12

構成比



犯罪のない安全で安心なまちにするために



人々が快適な空間で生活することは、みんなのねがいです。

そのためにも住民の方々が「自分たちのまち」のいろいろな面に関心を持ち、それぞれの連帯感を深めて生活することが必要です。子どもたちだけではなく住民の方々すべての安全につながり、地域が安心して暮らせることになるように、一人ひとりが地域のことを考えていきましょう。

そして、みなさんの笑顔が絶えることのない明るいまちにしていきましょう。

本冊子の活用にあたって

この冊子で取り上げている対策は防犯の視点から大切と思われるポイントを記しています。

防犯対策を講じる場合は、「地域・施設の状況や環境」「時代・社会環境の変化」「防犯対策技術の進展」「犯罪情勢」などによって最善とされる方法が異なります。その地域の情勢に応じた防犯対策を講じることが重要です。

また、防犯対策に取り組む場合は、交通安全対策、防災対策、プライバシーの保護、アメニティーの確保等にも十分配慮することも忘れてはなりません。

この冊子が、子どもを犯罪からまもることに、少しでも貢献できることを切望いたします。

子どもの安全をまもるために

～通学路・公園編～

三重県・三重県警察・三重県教育委員会

発行 2007年 2月

監修 三重県防犯冊子監修委員会

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県生活部 生活総務室安全安心まちづくりゲル・ブ

TEL 059-224-2664 FAX 059-224-3069

無断複写・転載を禁じます ©三重県生活部

構成・イラスト原案作成 野口 修 イラスト作成 高木恵奈